

令和 5 年度
事務事業評価及び特定分野評価
外部評価に関する建議書

令和 6 年 1 月
愛川町行政改革推進委員会

はじめに

愛川町行政改革推進委員会は、社会経済情勢の変化に対応した効率的で質の高い町民本位の行財政運営の実現に向けた諸方策等について、町長の諮問に応じて調査及び審議し、その結果を答申し、又は意見を建議することを目的として設置され、所掌事項の1つとして、行政評価制度における外部評価に関することが定められております。

本委員会では本年度10月3日に3事業について外部評価を実施いたしましたので、その結果を建議します。

国全体が人口減少局面を迎える中であって、地方自治体の目の前には、地方創生、子育て支援、防災対策など、行政課題がまさに山積しています。本建議書が、愛川町の事務事業等のより効果的で効率的な執行への手がかかりとなり、行財政改革がさらに推進されることによりまして、各種行政課題へのスムーズな対応に寄与することを望みます。

令和6年1月

愛川町行政改革推進委員会
委員長 牛 山 久仁彦

目 次

1	外部評価の位置付けについて.....	1
2	外部評価の実施方法について.....	1
3	外部評価結果の概要.....	1
4	対象事業ごとの外部評価結果.....	3
参考資料 1	愛川町行政評価制度実施要領（平成 2 5 年 4 月 策定）.....	9
参考資料 2	令和 5 年度事務事業評価及び特定分野評価実施方法.....	15
参考資料 3	令和 5 年度事務事業評価及び特定分野評価の外部評価実施要領.....	20
参考資料 4	愛川町行政改革推進委員会の概要.....	22

1 外部評価の位置付けについて

外部評価は、「愛川町行政評価実施要領（平成25年4月策定）」において、自己評価、1次評価に次ぐ2次評価として位置づけられており、評価者は行政改革推進委員会と定められている。また、外部評価の内容は、「1次評価の対象とする事業を選定し、町民や学識経験者などの外部からの視点により1次評価の結果の妥当性をチェックする」とされている。

2 外部評価の実施方法について

本委員会では、外部評価の実施にあたり、「令和5年度事務事業評価及び特定分野評価の外部評価実施要領」を定め、次のとおり評価を実施した。

- (1) 対象事業 3事業（事務事業評価2件、特定分野評価1件）
- (2) 評価体制 委員会全体で評価のとりまとめを行った。
- (3) 評価の流れ 対象事業1事業あたり30分で、事業等所管課による説明、質疑、意見交換、まとめの順でヒアリング及び評価を行った。
- (4) 評価の視点等 妥当性、有効性、効率性及び有用性の4つの視点を基本としながら、ヒアリング等を通じ、1次評価までの結果が妥当であるか総合的に判断した。

3 外部評価結果の概要

事業 番号	事業名	評価	今後の方向性に係る 意見等
1	在宅障害者福祉 手当支給事業費	改善	この制度の趣旨を踏まえて、どのような方が現金支給を必要とされているのか、どういう制度が最も効果的なのかを庁内で検討していただき、生活支援を真に必要としている障がい者の一助となるように、改善していただきたい。
2	かわせみ広場事 業費	改善	かわせみ広場の利用が少ない児童館については、最終的に統廃合や縮小などの対応をする必要があると考えるが、費用対効果だけを狙った統廃合や縮小では、全体的な利用者が減ることが容易に想定

			されるため、内容等を充実させるといった改善や、小学校かわせみ広場に集約した場合は開設日数の増を検討するなどの改善を行っていただきたい。
3	高等学校等教育 資金利子補給事 業費	廃止	制度の趣旨は理解できるものの、本事業については、前回（令和元年度）の外部評価で改善となった上で、平成 28 年の制度開始以降、実績がないことも踏まえると、廃止が妥当である。 今後、教育支援のために、新たな制度を組み立てる際には、利用の多い自治体の制度を参考に、補助対象者のニーズを調査したうえで、様々な支援ができるよう検討していただきたい。

4 対象事業ごとの外部評価結果

① 事業番号		1	② 事業名	在宅障害者福祉手当支給事業費
③ 事業の目的		町が在宅障がい者に対し、手当を支給することにより、障がい者の福祉増進に寄与する。		
④ 事業の内容		年1回、10月に支給（7月1日基準日） ●重度：35,000円（1,2級の身体障害者手帳所持者、知能指数35以下、3級の身体障害者手帳所持者かつ知能指数50以下、1級の精神保健福祉手帳所持者） ●中度：20,000円（3,4級の身体障害者手帳所持者、知能指数50以下、5級の身体障害者手帳所持者かつ知能指数70以下、2級の精神保健福祉手帳所持者） ●軽度 7,000円（5,6級の身体障害者手帳所持者、知能指数70以下、3級の精神保健福祉手帳所持者）		
⑤実績	成果指標	支給者数		
	実績値(R4)	1,792人		
⑥ヒアリングの 主な内容		○この制度の見直しに合う社会情勢は無いと考えているが、担当課として、どのような時期を見直しに適したタイミング、社会経済情勢と考えているのか。 ⇒現在、様々な物価が高騰しておりまして、この現金給付がなくなることにより、在宅障がい者世帯の新たな負担になると考えております。こうした住民の負担が大きくなっている中では、タイミングは好ましくないと考えております。 ○物価高の中で、支給者から支給額の増を求める声はないか。 ⇒窓口などで、重度・中度と比べると、軽度の金額が少ないといった話題になることはありますが、書面による増額の要望はありません。 ○在宅障がい者の方は、入りたくても施設に入れないのか、それともあえて入らないのか、どういった状況となっているのか。 ⇒以前は、施設で生活することが一般的であった時代もありましたが、近年では、地域生活に移行するための支援を行う政策について、国全体で推進しています。中には、ご家族が高齢となったことにより、施設への入所を希望されるケースもありますが、定員等の都合もありますので、希望に沿えないこともあります。 ○施設入所者には、国からの補助が有るが、在宅の方にはそういった補助が無いということではよろしいか。 ⇒現在の障がい福祉サービスは、施設入所、在宅サービスとも国が1/2、県が1/4、町が1/4の負担により、給付が行われております。 ○愛川町で国の障害年金を受けている方が何人いるか分かりますか。 ⇒町に受給者の情報がございませんので、人数については把握できておりません。 ○海老名市の特別障害者手当制度について伺いたい。 ⇒特別障害者手当制度については、国の制度となりますので、海老名市と同様の内容で、町でも申請を受け付けておりまして、障害児福祉手当の該当者が8名、特別障害者手当の該当者が27名、合計35名となっております。 ○他市の除外規定をみると、65歳以上を除外しているところがあるが、この理由はわかりますか。 ⇒65歳という区切りについては、介護保険の適用年齢によるものと考えます。 ○昭和48年からの制度であるとのことで、金額の見直しは行われてきたようだが、過去に支給対象者の要件の見直しについて、検討があったかどうかなどはわかるか。		

	⇒現状では、過去そのような検討があったかどうか、データが残っていない状況です。 ○見直す場合、どのような方向で見直すのか、案はありますか。 ⇒直近で改正した綾瀬市を参考に、3年をかけて30%の減額をするという案があります。 ○国の障害年金の要件はわかりますか。 ⇒障害年金でも、障害基礎年金、障害厚生年金と区分されており、また、障害者手帳の等級と、障害年金制度の等級は別の尺度で認定されているものでありますので、一概にこういう人がもらえるといったことは言えませんが、障害基礎年金ですと、国民年金の被保険者期間、そして被保険者の資格を失った後60歳以上65歳未満の方で、初診日のある疾病によって、初診日から1年6か月たった日、あるいは1年6か月たたない間に治った日に1級または2級の障がいの状態にある場合に支給されるものとなっております。 ○これから事業を見直していく中では、机上だけでなく、実態を知る必要があると思う。在宅障がい者のお宅へ訪問して、生活実態を把握するなどといったことはしているのか。 ⇒職員が訪問し、障がい者の状態や要望を伺い、必要なサービスにつなげていくといったことは、現在も行っております。					
⑦主な意見	○様々な支援制度がある中で、そうした制度から外れてしまう人へ手当を支給する制度に改めたらどうか。 ○生活支援が真に必要な障がい者を整理し直して、例えば、何らかの理由で障害年金がもらえない無年金者などを支援するなど、国や県の隙間の人を支援するなどしたらどうか。 ○先ほど3年で30%を削減する案のお話があったが、削減した財源を別の事業で有効活用する方法などを、削減と合わせて提示した方が、理解が深まると思う。 ○寒川町など、既に廃止されている市町村などもあるため、制度を改めるのが良いと思う。 ○別のサービスに転換していくことも踏まえ、私は、先程町が例示した段階的な削減でよいと思う。 ○他市町村には、国の手当の受給者や65歳以上など、様々な除外規定があるため、これを愛川町でも適用し、改善するのが良いと思う。 ○庁内や関係機関で検討会などを発足し、少し時間をかけて制度について検討してはどうか。					
⑧委員会の採決		☒ 実施した ☐ 実施していない				
⑨委員会での採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止
	0人	0人	8人	1人	1人	0人
⑩委員会の最終評価		改善				
⑪今後の方向性に係る意見等	この制度の趣旨を踏まえて、どのような方が現金支給を必要とされているのか、どういう制度が最も効果的なのかを庁内で検討していただき、生活支援を真に必要としている障がい者の一助となるように、改善していただきたい。					

① 事業番号	2	② 事業名	かわせみ広場事業費
③ 事業の目的	町内在住の小学生を対象に、地域における異年齢児童間の交流を通じて協調性や責任感を養うため、児童の安全な育成の場として放課後の時間帯に児童館や公民館を開放するもの。 また、中津・菅原・中津第二小学校においては、児童クラブ待機児童解消の一助となるよう、特別教室や体育館を利用し「小学校かわせみ広場」を実施する。		
④ 事業の内容	【児童館・公民館】(町内 11 施設で実施・自宅へ帰ってから出向く・出入り自由・参加費無料) 実施時間：15：00～17：00（11 月～1 月は 16：30 まで） 実 施 日：平日の学校がある日（夏休み、冬休み、春休みは休所） 内 容：おりがみ、お絵かき、ぬり絵、バドミントン、縄跳びなど 【小学校】(中津・菅原・中津第二で実施・事前登録制・終業後そのまま実施教室へ移動・参加費無料) 実施時間：下校時刻～16：30 実 施 日：原則として週 1 回（中津(金)、菅原(木)、中津第二(月) 内 容：宿題を済ませたらおりがみやぬり絵、その後体育館へ移動し、バドミントンや縄跳び、ボール遊びなど		
⑤実績	成果指標	利用人数	
	実績値(R4)	10,584 人	
⑥ヒアリング の主な内容	○かわせみ広場に県の補助があるようだが、放課後児童クラブにもあるのか。 ⇒放課後児童クラブにも県の補助があります。 ○かわせみ広場の利用が少ないので、統廃合をした場合、遠くにまで行かなければならない児童が出てくると思うが、どう考えているか。 ⇒確かに、そのような問題は出てくると思われますが、極端に利用の少ない状況を加味しながら、効率的な運営という観点で考えますと、やむを得ないと考えております。そうした場合、例えば小学校かわせみ広場をご利用いただくなど、放課後の子供たちの安全な遊び場を確保したいと考えております。 ○この事業には、国や県の補助金が出ているようだが、何人以上、利用が図られるようにしてほしいといった国や県の考えはあるのか。 ⇒地域の実情に合わせて実施することとされており、特段人数に対しての要件はありませんが、年間で一定日数を開設しないといけないという補助要件はあります。 ○表を見ると、かわせみ広場の利用がかなり少なく、平均 4 人程度となっているが、担当課はどのように考えるか。 ⇒コロナ禍の影響もあり、全体的な利用人数は少なかったものであります。 ○確かに、コロナの影響もあって減ってはいるが、平成 30 年度を見ても平均 6.8 人ということで、利用が少ないのは別の要因があると思われるが。 ⇒委員さんの意見を参考にさせていただき、利用に至らない原因については、検証してまいりたいと思います。 ○参加人数が少ない原因に、最近の子供たちの遊び方がパソコンやタブレットなどが中心になってきているためと思うがどうか。 ⇒確かに、スマートフォンやタブレットの普及などから、子供たちの遊び方が集団から個の遊びに変わってきているというのは感じております。		

	わせみ広場では、高価な物は持ってこないように指導しておりまして、どちらかといえば物を作ったり、体を動かす遊びをメインにしておりますが、子供たちが何を求めているのか考えて運営する必要があると考えております。 ○各施設の指導員の数について、基準などはあるのか。 ⇒特に決まりはありませんが、過去の利用実績などから配置しています。結果として、指導員2人配置の箇所よりも、1人配置の箇所のほうが、利用者が多くなっている場所もあるので、適正な配置に努めたい。 ○会計年度職員を充てていると思うが、勤務場所は年度の初めに指定されているのか。 ⇒指導員に意向調査を行い、年度初めに勤務地を指定しております。 ○子供たちが誘い合ってかわせみ広場にいく場合と、保護者などに行きなさいと言われて来た場合と、どちらが多いか。 ⇒地域の子供たちが誘い合ってかわせみ広場に来るケースが多いです。 ○廃止した児童館はどこか。 ⇒当初は21行政区全ての児童館・公民館で実施していたため、現在実施している11児童館・公民館以外の箇所は廃止しております。					
⑦主な意見	○かわせみ広場は全児童対策の事業だと思われるので、放課後児童クラブと別に扱うのではなく、放課後は全ての子供と一緒に遊べるようにしたほうが良いと思う。 ○小学校でも週に3日間は6時限の授業があり、児童によっては、帰宅するのが午後4時30分頃になってしまう。それからかわせみ広場に行くと、なかなか遊ぶ時間がないと思われる。 ○この事業がいないというわけではないが、昔に比べて、習い事をしている子供が増えてきているので、皆で遊びに行こうといったことが減ってきていると感じる。 ○子供たちが減ってきて、この利用状況では、拡充ということは想定できないと思う。 ○この利用者数というのは、かわせみ広場に魅力を感じていないと思われる。子供たちが行きたくなるように、スマホやタブレットを解禁するとか、思い切ってスマホ教室なんかを開くとか、逆に子供がお年寄りにスマホの使い方を教える場を作るとか、子供が行ってみたいと思うような内容を考える必要がある。 ○一度家に帰って児童館へ行くというのは、児童によっては難しいので、一度帰らなくても良い学校かわせみ広場に一本化したほうが良いと思う。その際は、登録制といったことはせずに、だれでも自由に参加できるようにしたほうが良いと思う。					
⑧委員会の採決		☐ 実施した ☒ 実施していない				
⑨委員会での採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止
⑩委員会の最終評価		改善				
⑪今後の方向性に係る意見等案		かわせみ広場の利用が少ない児童館については、最終的に統廃合や縮小などの対応をする必要があると考えるが、費用対効果だけを狙った統廃合や縮小では、全体的な利用者が減ることが容易に想定されるため、内容等を充実させるといった改善や、小学校かわせみ広場に集約した場合は開設日数の増を検討するなどの改善を行っていただきたい。				

① 事業番号	3	② 事業名	高等学校等教育資金利子補給事業費
③ 事業の目的	学校教育法に規定する高等学校・大学等に在学する者の保護者が教育資金の貸付けを受けた場合に利子補給金を交付することにより、教育の機会均等に寄与することを目的とする。		
④ 事業の内容	町内金融機関から教育資金の融資を受けた保護者に対して利子の一部を助成する。 対象者：①町内に住所を有していること ②学校教育法に規定する高等学校・大学等に、平成28年4月以降に入学した子の保護者であること ③町税を滞納していないこと ④他機関の利子補給を受けていないこと。 対象資金：平成28年1月以降に町内にある金融機関から貸し付けを受け始めた教育資金（子1人につき1契約） 上限額：2万円		
⑤実績	成果指標	補助金申請件数	
	実績値 (R4)	0件	
⑥ヒアリング の主な内容	○この事業は、町内の金融機関が対象となっており、教育資金を借りる方は、町外の金融機関を利用することも考えられるが、町内に限定している理由はなんですか。 ⇒この制度の趣旨の一つに、町内の金融機関の利用促進という観点もございますから、町内金融機関を優先しておりますが、委員さんのおっしゃられたことも課題の一つとして認識しております。 ○現状維持の理由に、教育資金を利用している保護者が一定数見込まれるためとあるが、対象者数は把握されているのか。 ⇒個人情報的な観点から、人数は把握できておりませんが、0ではないと考えております。 ○金融機関に教育資金の貸付を申し込んだ人に、制度の周知を協力していただくことはしているか。 ⇒現状ではしておりませんが、周知が非常に重要と考えておりますことから、今後、金融機関とも相談しながら、窓口チラシを置いていただくなどの試みは、検討したいと思います。 ○この補助を受けるために、どの程度の書類が必要となるのか。 ⇒記入が必要なのは交付申請書ですが、提出書類として支払利子の証明書や、融資の契約書、償還予定表、就学証明書などを提出いただく必要があります。 ○補足資料に記載されている藤沢市などの利用状況はわかるか。 ⇒藤沢市については、令和4年度実績が75件と伺っており、寒川町では3件、茅ヶ崎市では14件、三浦市では1件と把握しています。 ○平成28年から開始した事業であるが、以降ずっと実績がないのか。 ⇒開始以降実績がない状況であります。 ○日本政策金融公庫などの利用も多いと思われるが、対象を拡大する考えはないか。 ⇒どこまで対象を拡大するかという問題もありますが、今後、研究していきたいと思います。		
⑦主な意見	○金融機関の対象範囲を拡大するとともに、利子だけでなく、町内企業に就業した場合には、元金も対象にするといった制度に再構築してはどうか。 ○上限2万円という補助額が適正なのか、疑問である。 ○平成28年以降実績がないのであれば、廃止しかないと思う。		

		○金融機関においては、教育ローンの利用者は一定数存在する。また、利息についても 2～3%にはなると思うので、ある程度の利子額になるものと考えます。 ○企業によっては、就職者に対して、奨学金の返済を補助する制度があるようです。また、厚木市では勤労者奨学金返済助成金があります。同じ工業団地で働いていても、厚木市にはそういう制度があるという状況になりますので、町においても検討していただきたい。 ○当該制度は廃止し、その予算を目先のものとして、通学助成金を増額したほうが、効果があるのではないかと。 ○一般論として、教育資金の利子補給が政策として必要だとは思いますが。ただ、行政改革の立場からすると、前回の外部評価後も変わらず利用実績がないということであれば、廃止が妥当と考えます。					
⑧委員会の採決		☒ 実施した ☐ 実施していない					
⑨委員会での採決の結果	現状維持	拡充	改善	縮小	再構築	廃止	
	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	9 人	
⑩委員会の最終評価		廃止					
⑪今後の方向性に係る意見等案		制度の趣旨は理解できるものの、本事業については、前回（令和元年度）の外部評価で改善となった上で、平成 28 年の制度開始以降、実績がないことも踏まえると、廃止が妥当である。 今後、教育支援のために、新たな制度を組み立てる際には、利用の多い自治体の制度を参考に、補助対象者のニーズを調査したうえで、様々な支援ができるよう検討していただきたい。					

参考資料 1 愛川町行政評価制度実施要領（平成 25 年 4 月 策定）

I. 行政評価制度の導入目的

1 導入の背景

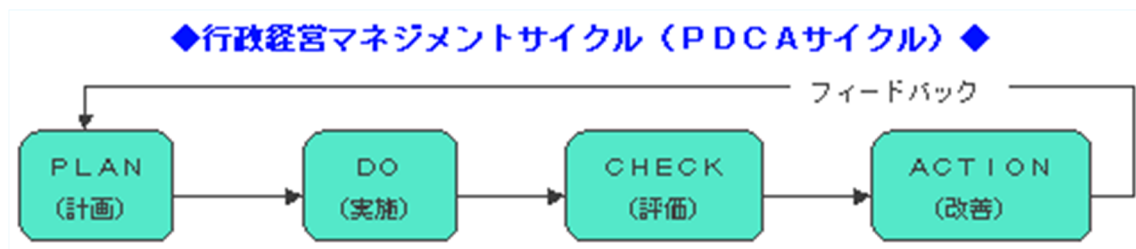
昨今の非常に厳しい経済情勢は、本町にも多大な影響を及ぼしており、非常に厳しい財政状況が続いている。このような状況においては、事業の選択と集中を図るなど、限られた資源を有効に活用し、効率的な行財政運営に努めることが求められる。

また、行政を取り巻く環境が大きく変化する中、協働の一層の推進が求められているなど、町民との良好な関係を築く上でも、町が説明責任を果たすことが重要である。

こうしたことから、行政評価の導入を「愛川町行政改革大綱第 2 次改定版」（平成 15 年度～平成 17 年度）に位置づけたほか、「愛川町自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）」（平成 16 年条例第 1 号）により実施、評価結果の公表、及び当該評価結果の町政運営への反映について義務付けているものである。

2 導入の目的

愛川町行政評価制度（以下「行政評価制度」という。）は、限られた行政資源（人、財源、物）を効果的に活用していくために必要な「計画～実施～評価～改善」のマネジメントサイクルを行政活動に取り込むとともに、町民参加・情報共有という自治基本条例の趣旨にのっとり、評価結果を積極的に公表することによって、町民等への説明責任を果たすとともに、効率的で質の高い町民本位の行政運営の実現を目指すことを目的とする。



Ⅱ．行政評価制度の概要

1 基本的な方針

行政評価制度では、自治基本条例に定める目的を実現する観点のほか、行政評価そのものの効果を踏まえ、次の5点に留意するものとする。

(1) 効果的かつ効率的な町政運営（自治基本条例）

効果的かつ効率的な町政運営に資するため、行政評価制度は、客観的に現状を分析し、何を改善すべきかを直感的に判定する機能を持つものとする。

(2) 評価結果の公表（自治基本条例）

行政評価の結果を分かりやすく公表し、町民との情報共有を図ることとする。また、行政の透明性を確保し、説明責任を果たすことで、住民参加を推進していくための仕組みとして発展させていくものとする。

(3) 政策等への反映（自治基本条例）

総合計画や予算編成と有機的に連携することで、行政評価の結果を町の政策等へ反映する。具体的には、行政評価の結果を、実施計画の策定や予算査定の際に活用するほか、総合計画の進捗管理との連携を図るなどの取組みを行うものとする。

(4) 簡易で機敏な評価システムの構築

行政評価は、いわば事業の効果測定であり、その意味では行政評価も含めて一体の事業と認識すべきものである。しかしながら、常に改善の視点を持って業務に取り組む観点から、評価シートの簡素化、他の様式等との共通化、過剰な手続の排除等、職員に必要以上の負担を強いることの無いよう、行政評価制度の不断の改善に取り組むものとする。

(5) 職員の意識改革と人材育成

これからの町政運営に携わる職員は、常にコスト意識を持ち、町民等からの貴重な税収の有効な利用に一層努めることが求められる。このため、行政評価の実施により、職員の意識改革を促すとともに、次代の職員の育成に資することを意図して行政評価制度を常に改善していくものとする。

2 行政評価制度の枠組み

行政評価制度は、次の枠組みによるものとする。

(1) 事務事業評価と施策評価

行政評価制度では、個々の事務事業の成果・活動状況を把握し、改革・改善すべき課題を抽出し、改善するための事務事業評価に加え、事務事業の上位に当たる施策レベルからの評価を行う「施策評価」を行うこととする。

施策評価と事務事業評価を行うのは、事務事業は「施策目的を実現するための手段」であることから、施策レベルの視点から成果を評価することで町が目指す姿に近付いているかを認識し、施策目的の実現のために何が必要か分析した上で個々の事務事業を評価することで、より効率的な町政運営を実現するためである。

(2) 行政評価制度と総合計画・予算編成との連動

総合計画の進行管理、予算編成等においては、事務事業評価の結果を活用することとなる。具体的には、各担当部課での事務事業評価の自己評価を踏まえ、行政評価制度を所管する行政推進課及び総合計画を所管する企画政策課、予算編成を所管する財政課による事前調整後、庁内行政評価委員会による2次評価を実施した後、行政改革推進本部において、事務事業の方向性を協議・決定し、その方向性を実施計画策定及び次年度の予算編成方針に反映する。また、施策評価の結果については、第6次総合計画策定の際に活用するものとする。

このように、行政評価制度では、総合計画・予算編成との連動を制度的に担保し、客観的な視点による資源の選択と集中を図るものである。

(3) 評価の視点の多様性の確保

行政評価制度では、町職員による自己評価にとどまらず、学識経験者や町民等がそれぞれの視点で施策・事業等について外部から評価することにより、評価の客観性を確保するものである。

(4) 評価手法の応用

行政評価制度は、事務事業評価及び施策評価に限らず、特定の課題に対応

する場合等、現状を把握し対応を検討する際に積極的に活用するものとする。

Ⅲ．行政評価制度の詳細

1 実施する行政評価の種類

本町においては次の行政評価を実施するものとする。ただし、特定の分野に限った評価も適宜実施することができるものとする。

(実施する行政評価)

	行政評価の種類	内容	実施する時期
1	施策評価	総合計画の基本計画（「節」のレベル）単位で、主に目標の達成状況について評価し、次の基本計画策定や施策を構成する事務事業の精査に活用するもの。	基本計画の計画期間が開始してから3年を経過した後
2	事務事業評価	原則として予算書における子事業の単位で、施策目標の達成に当該事務事業が与える効果について評価し、事業の取捨選択、実施内容の見直しに活用するもの。	毎年度
3	特定分野評価 （事務事業評価の1つの形態）	補助金、イベント、扶助費等、何かしらの課題を有し、予算書における子事業の単位よりも細かい単位で評価することが必要なものにつき適宜評価を行い、廃止や見直しに活用するもの。評価の手法は原則として事務事業評価と同様とする。	原則として毎年度

2 対象とする施策、事業等

1に掲げる行政評価の対象は次のとおりとする。

	行政評価の種類	対象とする施策、事業等
1	施策評価	原則として総合計画に掲載するすべての施策を対象とする。
2	事務事業評価	施策評価や総合計画の進捗状況調査等により評価を行うことが適当であると認められた事業、又は総務部長が特に評価を行う必要があると認めた事業を対象とする。
3	特定分野評価	事務事業評価と別に評価を行う必要がある特定の分野における事務等で、総務部長が必要と認めるものを対象とする。

3 評価の実施体制

行政評価は、原則として次の体制により行うものとする。

評価の段階	評価者	内容
自己評価	施策、事業等を所管する所属の長（複数の所属が関係する施策については最も関係が深い所属の長とする）	所定の様式を用い、成果やコストに関するデータを入力することで判定される評価に対し、改善等の方向性を決定する。
1次評価	庁内行政評価委員会	自己評価の結果について妥当性をチェックするほか、政策的な整合性等について判断した上で、改善等の方向性を検討する。
2次評価 （外部評価）	行政改革推進委員会	2次評価の対象とする事業を選定し、町民や学識経験者などの外部からの視点により1次評価の結果の妥当性をチェックする。
改善策の決定	行政改革推進本部会議	2次評価の結果を受けた最終的な改善策を決定する。

4 評価の手法

行政評価は、実施する年度の前の年度までの実績について評価する。

行政評価を実施するに当たっては、原則として次の2種類の指標を設定し、客観的な事実により成果を評価するものとする。ただし、施策、事業等の性質により成果指標を設定することが困難な場合にはこの限りではない。

なお、指標の設定については、行政推進課が調整を行うことができるものとする。

指標の種類	説明
成果指標 （アウトカム指標）	事業の実施等により町が目指す状態となっているかを客観的に示すための指標。 なお、成果指標であっても、最終的な状態を示すのに適した指標と中間的な状態を示すために適した指標があるため、行政評価の種類により使い分けるものとする。 例）交通安全教室参加者数（中間的指標） 交通事故による死亡者数（最終的指標） 等
活動指標 （アウトプット指標）	成果指標に係る数値を向上させるために必要な活動の状況を客観的に示すための指標。 例）交通安全教室開催回数 等

※ 目的を達成するためにどの程度の資源を投入したのかを示す投入指標（イ

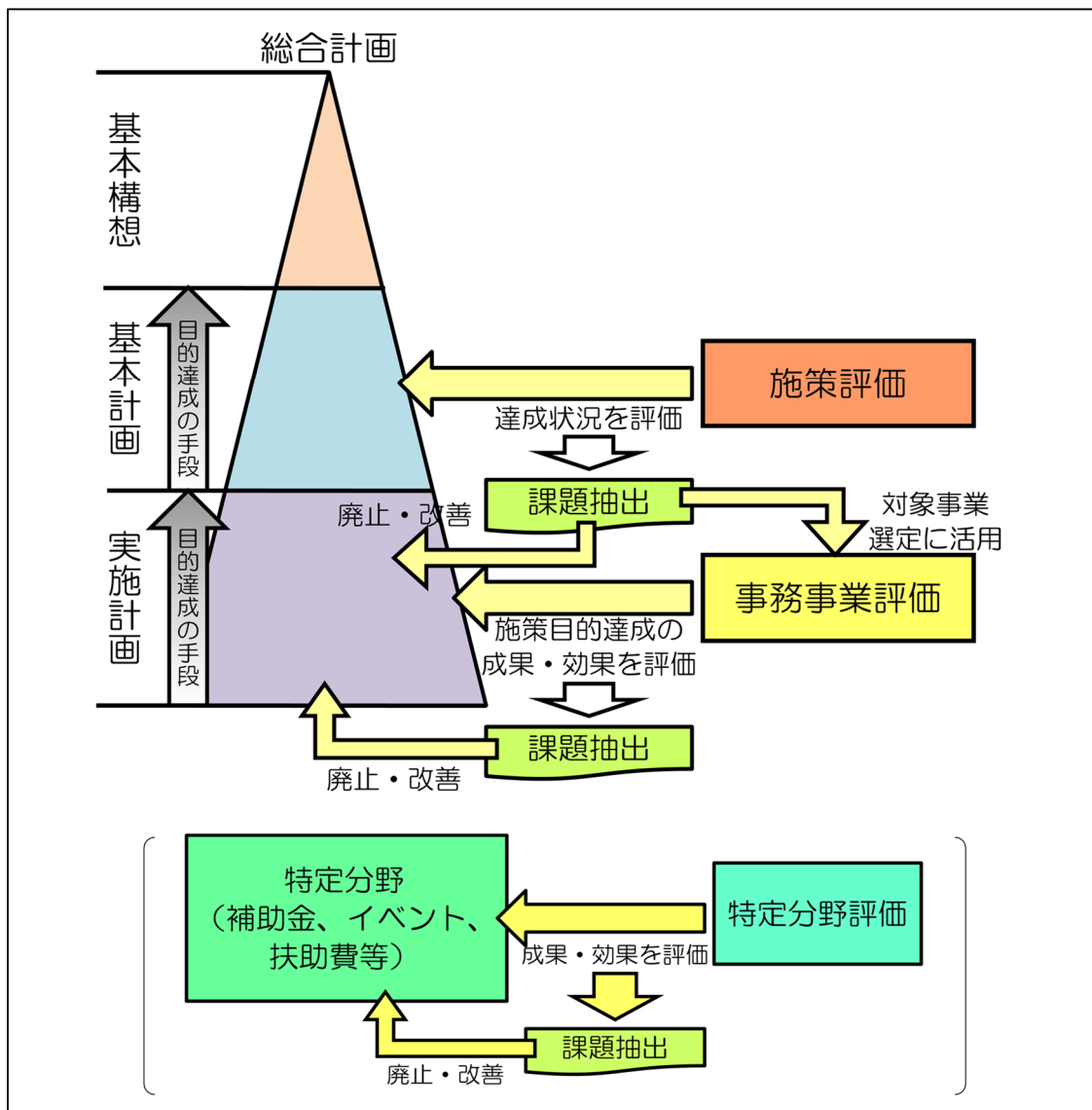
ンプット指標)については、人件費も含めた総事業費とし、原則として個別に設定はしないものとする。

- ◎ 実際の評価の際の、評価項目(評価の視点)、評価基準、評価区分、スケジュール、評価シート等の詳細については、評価実施時に総務部長が通知するものとする。

5 結果の公表

2次評価を受け、行政改革推進本部会議により改善策が決定された後、改善策も含めた評価結果を町政情報コーナーにおいて閲覧に供するほか、町ホームページ上で公表するものとする。

6 行政評価制度体系図



参考資料2 令和5年度事務事業評価及び特定分野評価実施方法

1 目的

「愛川町行政評価制度実施要領」（以下、「実施要領」という。）に定めるとおり、行政へのPDCAサイクルの導入、町民へ説明責任を果たすこと、効率的で質の高い町民本位の行政運営の実現を目指すため、事務事業評価及び特定分野評価を実施するもの。

2 評価対象事業

別添「令和5年度事務事業評価及び特定分野評価対象事業一覧表」のとおり。なお、評価対象事業の選定は、次の基準により行った。

(1) 評価対象とする事務事業

- ア 所管課から、評価対象事業として提案のあった事務事業
- イ 一層の効率性向上や予算削減効果が求められる事務事業（施設維持管理経費、各種事務事業委託経費など）
- ウ 事業効果が住民ニーズに沿ったものとなっているか、検証する必要がある事務事業（少子化高齢化、環境対策、経済対策、生活・交通基盤整備、防災対策、生涯学習など）
- エ 総合計画等の計画どおり、円滑に実施できているか検証が必要な事務事業（各計画に基づく事務事業：福祉、健康、環境、都市、消防防災、教育など）
- オ その他評価が必要な事務事業（新規開始から概ね3年以上が経過した事務事業など）
- カ 特定分野評価は上記ア～オに該当する補助金であって、原則として1件5万円以上のものについて行う。

(2) 評価対象から除く事務事業

- ア 過去に対象となったもの（概ね3年以内）
- イ 事務事業の性質から、評価になじまないもの（報酬、給与費、謝金、交際費、一般管理経費等、国・県委託事業、義務的負担金、法定扶助費、基金積立金、償還金・還付金、償還金利子、繰出金、その他計画的な施設建設や改修・復旧事業など）

(3) 対象事業の件数

効率的・集中的に評価を行うことにより実施効果を高めるため、令和5年度にあたっては10件を対象事業とした。

3 評価の流れ

実施要領に定めるとおり、内部評価として自己評価及び1次評価を実施した後、外部評価として2次評価を実施する。2次評価の結果を踏まえ、行政改革推進本部会議において改善策を決定する。

4 評価項目（評価の視点）

次の4つを評価項目とする。それぞれの項目について判定基準に基づき、A、B及びCの評価とする。

(1) 妥当性

「そもそも」行政が実施する必要がある事業か、公費を投入して実施することが妥当な事業か等について、次の8つの基準を満たすか否かにより判定する。

基準	説明	
法令等で義務付けられた事業である	単に法令（＝法律、政省令、条例）に位置づけられているのではなく、実施が義務である場合は○。根拠が町の規則や要綱のみの場合は×	
民間サービスで同様の事業は実施されていない、市場原理に委ねることができない	町が事業・サービスを廃止しても、民間が同種の事業・サービスを実施でき、町民が利用できると考えられる場合は×	民間サービスはあるが町内への進出が不可能と思われる場合は○。
国や県において実施している事業との重複がない	国、県が町と同種類の事業・サービスを実施しており、対象者が重複して、又はいずれかを選んで利用できる場合は×	同種類の事業があっても、対象者が明確に分かれていて重複、選択の余地がない場合は○。
事業開始時から事業目的や町民のニーズの低下や変質がない	事業開始時から変わらず町民ニーズがある場合は○。町民ニーズが低下している場合や、ニーズはあるが事業開始時と異なる内容になっている場合は×	
事業・サービスの提供時間帯及び場所は公平に提供されている	時間帯、場所の設定によって、事業・サービスの対象が相当程度限定されてしまう場合は×	
受益に応じた負担は適正である	受益者負担が低すぎる、又は高すぎる場合は×	受益者負担なしであっても、負担なしが妥当な事業の場合は○。
事業の実施による効果が不特定多数の人に広く及ぶ性質である	事業の実施効果を受ける人が不特定多数の場合は○。直接の対象者は少数でも、不特定多数の人への波及効果がある場合は○。	
事業・サービスの対象者の日常生活に必要な事業である	もし当該事業・サービスがなくなったら、対象者の日常生活に支障を来たすと考えられる場合は○。	

(2) 有効性

事業等の実施効果を、目標達成の成否及び基準年度との比較により判定する。
令和4年度の目標を達成していなくても基準となる年度よりも成果が向上してい

る場合や、反対に基準となる年度よりも成果が悪化していても令和4年度の目標を達成しているのであれば、一定程度評価する。

(3) 効率性

より費用をかけずに成果を挙げているかとの観点から、基準年度との成果及び費用の組み合わせにより効率性を判定する。

(4) 有用性

事業等の効果（成果）が総合計画の節（施策）の目的達成に貢献している度合について、施策の目的達成に対する事業等の効果が直接的か間接的か、また、総合計画の同じ節に属する他事業等と比較した優先度（重要度）により判定する。

5 評価区分

(1) 評価の項目ごとの評価の区分

評価の項目ごとの区分及び判定基準は次のとおりとする。

妥当性	A	基準を満たす項目が 75%以上（6～8 項目）
	B	基準を満たす項目が 50%以上 75%未満（4～5 項目）
	C	基準を満たす項目が 50%未満（0～3 項目）
有効性	A	成果指標についての令和4年度の目標を達成し、かつ、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が向上している
	B	- 成果指標についての令和4年度の目標を達成しているが、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が低下している - 成果指標についての令和4年度の目標を達成していないが、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が向上している
	C	成果指標についての令和4年度の目標を達成しておらず、かつ、基準年度と比較して成果（成果指標の実績値）が低下している
効率性	A	成果が向上していて、費用も縮減できている
	B	- 費用が増加しているが、費用の増加率よりも成果の向上率の方が高い - 成果が低下しているが、成果の低下率よりも費用の縮減率の方が高い
	C	- 成果が向上しているが、成果の向上率よりも費用の増加率の方が高い - 費用を縮減しているが、費用の縮減率よりも成果の低下率の方が高い - 費用が増加し、成果も低下している

有用性	A	効果が「直接的」で優先順位が「高」である
	B	効果が「直接的」で優先順位が「低」、または効果が「間接的」で優先順位が「高」である
	C	効果が「間接的」で優先順位が「低」である

(2) 総合評価の区分

評価項目の判定により自動判定する評価の区分は次のとおりとする。

評価の項目の内訳	評価の区分
・ Aが4つ ・ Aが3つ、Bが1つ ・ Aが2つ、Bが2つ	良好に実施できている
・ Aが1つ、Bが3つ ・ Bが4つ	改善の余地がある
・ Aが2つ、Bが1つ、Cが1つ ・ Aが3つ、Cが1つ ・ Aが2つ、Cが2つ ・ Aが1つ、Bが2つ、Cが1つ ・ Aが1つ、Bが1つ、Cが2つ ・ Bが3つ、Cが1つ	改善すべき点がある
・ Aが1つ、Cが3つ ・ Bが2つ、Cが2つ ・ Bが1つ、Cが3つ ・ Cが4つ	廃止も含めた検討が必要

(3) 自己評価の区分

自己評価については、総合評価を踏まえ次の6つの区分に評価するものとする。

なお、総合評価は1つの客観的な基準により自動判定する性質のものであることから、原則として評価を踏まえるが、特に総合評価が妥当性を欠くことが明確で、その理由を示すことができる場合には、「特記事項」の欄に必要な事項を記載したうえで、自己評価の結果を記載するものとする。

区分	内容
現状維持	引き続き現行の事業等を実施すべき
拡充	他の事業を縮小してでも、現行の事業等に資源を集中し、目的の達成を促進すべき
改善	現行の事業等を残し、事業等の内容を改善することで、目的の達成を図るべき
縮小	過剰に投入されている資源を縮小するべき

再構築	・ 現行の事業等を廃止し、別の方法により、目的の達成を図るべき ・ 事業等の実施を民間等に委ねるべき
廃止	事業等の実施を取り止めるべき

- (4) 1次、2次評価及び町の最終方針決定時の区分
それぞれ前段階までの評価結果を踏まえた評価結果については、自己評価と同一の区分とする。

6 評価結果の活用

(1) 実施計画策定時

1次評価終了時から活用し、行政改革推進本部会議において町の最終方針及び改善策が確定した後、その内容を確定版の実施計画に反映するものとする。

(2) 予算編成時

令和6年度予算査定は、行政改革推進本部会議において決定した町の最終方針により行うものとする。

7 公表

(1) 評価結果及び町の最終方針等

町の最終方針確定後、最終方針に沿って作成する改善計画書と合わせて、取りまとめが終わった時点で、町ホームページ等を活用し公表する。

(2) 2次評価（外部評価）結果

外部評価を実施した事務事業等の評価結果については、上記(1)以前であっても、取りまとめが終わった時点で、町ホームページ等を活用し公表する。

以上

参考資料3 令和5年度事務事業評価及び特定分野評価の外部評価実施要領

1 目的

町民や学識経験者などの外部からの視点により、1次評価の結果の妥当性をチェックし、評価の妥当性をより高めるために実施するもの。

2 対象事業

事務事業評価及び特定分野評価（補助金、イベント）のうち、3事業を対象とする。内訳は次のとおり。

(1) 事務事業評価	2事業（全5事業）
(2) 特定分野評価（補助金、イベント）	1事業（全5事業）
合計	3事業（全10事業）

なお、対象事業の選定にあたっては、1次評価までの結果を踏まえ、町として外部評価の実施を希望する事業を選定することを基本とし、行政改革推進委員会から特に希望がある場合には委員会の意向を踏まえるものとする。

3 評価体制

行政改革推進委員会委員により、対象事業のヒアリングを行い、評価並びに方向性に係る意見を決定する

4 評価の実施方法

(1) 1事業あたり30分でヒアリング等を実施する。具体的な流れは次のとおり。

No.	項目	内 容	時間
1	説明	事業等所管課からシートの内容（事業の目的、内容、成果、自己評価結果と理由）を中心に説明	5分
2	質疑	事業等所管課の説明における不明な点などについて質疑	10分
3	意見交換	質疑を踏まえて、評価者（各委員）がどのような方向性とするべきと考えたか表明し、意見交換する	10分
4	まとめ	意見交換を踏まえ、当該事業の評価及び方向性に係る意見を決定する ※委員長が取りまとめる。評価が分かれる場合は多数（同数の場合は、委員長が決定）	5分

※ 2の質疑と3の意見交換は明確に分けられない場合も多いため、20分の中で適宜行う。所管課は委員から促されるまで退席しない。

(2) 評価の視点等

ヒアリング等を通じ、1次評価までの結果が妥当であるか総合的に判断する。

(事務事業評価シートは、妥当性、有効性、効率性及び有用性の4つの視点で評価を行う仕組みとしており、外部評価においてはこれらの視点を参考として取り扱う。)

5 その他

- (1) 外部評価の結果は「建議書」として取りまとめ、委員会から町長に提出後、町がホームページ等で住民に公表するものとする。
- (2) 委員個人または所属する団体等が利害関係を有する事業を担当せざるを得ない場合で、評価（案を含む）を多数決により決することとなった場合には、委員は当該事業の採決に加わることはできないものとする。また、個人や団体の利益を代表するような意見を表明することも差し控えるものとする。

以 上

参考資料4 愛川町行政改革推進委員会の概要

- 設置根拠 愛川町附属機関の設置に関する条例
愛川町行政改革推進委員会規則
(地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関)
- 設置目的 社会経済情勢の変化に対応した効率的で質の高い町民本位の行財政運営の実現に向けた諸方策等について、町長の諮問に応じて調査及び審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。
- 所掌事項
 - (1) 行政改革大綱の策定及び総合的な推進に関すること。
 - (2) 行政評価制度における外部評価に関すること。
 - (3) その他行財政運営の簡素・効率化の推進のために必要な事項
- 委員名簿（10月3日 現在）

No.	氏 名	選 出 区 分	
1	こざの しげ お 古座野 茂 夫	公募による町民等	
2	お ぐら ひろ みち 小 倉 弘 道		
3	うし やま く に ひこ 牛 山 久仁彦	学識経験者	明治大学政治経済学部教授
4	お なが よう こ 翁 長 陽 子		前町行政改革推進委員会委員
5	ば ば しげ かつ 馬 場 滋 克		元町職員（総務部長）
6	ほん だ たか ひさ 本 田 孝 尚	企業の経営 に携わる者	中央労働金庫愛川支店支店長
7	か とう かず お 加 藤 一 男	関係団体等 の代表者	町農業委員会 農政部会長
8	あら い ひで あき 荒 井 英 明		神奈川県内陸工業団地協同組合 専務理事
9	いい やま よし ひろ 飯 山 良 弘		愛甲商工会事務局長
10	あま の あい こ 天 野 あい子		町民生委員児童委員協議会女性代表
11	たけ だ かつ み 武 田 克 美		町PTA連絡協議会母親委員会 委員長